

# 新たな民法の制定に向けて ～ネパール法整備支援の現場から (4)～

JICA長期派遣専門家

長尾 貴子

## 第1 はじめに

ネパール立法議会立法委員会（以下単に「立法委員会」という。）は、2015年9月の新憲法制定以降、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び量刑法（以下「5法」という。）の各法案の検討を行ってきたが、本年2017年4月上旬、その検討が終了した。本日2017年4月19日現在、ネパール立法議会本会議において、立法委員会による修正を反映させた5法案の審議が進行中である。ネパールでは、新憲法の定める国家機構を構築する一環として、本年5月半ばに統一地方選挙を実施することが決定されている。ネパールが国造りの途にある中、前記5法案もまた、本稿が出版される6月までには議会を通過していることを祈りながら筆を執ることにする。

## 第2 ネパールにおける不法行為法の概観

新民法の成立によってネパールに新たに導入される制度の一つとして *tort law*（不法行為法）がある<sup>1</sup>。私法の柱の一つである不法行為法の導入はネパールの法制度の発展にとって特に画期的な出来事といえ、成立後の運用、また学術研究及び実務を通じてのさらなる発展が注目される。そこで、本稿では、ネパールにおける既存法令中の不法行為法及び民法案（2014）中の不法行為法について概観し、ネパールにおける不法行為法の進展の概要を記したいと思う<sup>2</sup>。

### 1. 既存法令中の不法行為に関する定め

不法行為法が新たに導入されると書いたが、これまで、不法行為、すなわち「他人の権利を侵害して損害を加える行為」<sup>3</sup>に関する法令が全く存在しなかったわけではない<sup>4</sup>。以下のとおり、*Mulki Ain* を含む様々な既存の法律の中に、特定の態様の不法行為に関する定めが設けられている。よって、ネパールには、現在、「一般不法行為法が存在しないと表現した方が正しい」と言える<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> “...while on the other, new concepts in our context such as unjust enrichment, torts, defective products liability have been incorporated (into the Civil Code Bill).” (The Civil Law Reform and Improvement Task Force “*The Report, (2010)*” (2010) 7.7)

<sup>2</sup> 本稿では、執筆のタイミング上、2014年12月に議会に提出された当時の民法案の英訳を基にすることとする。なお、当該英訳がネパール語の法案を必ずしも正確に翻訳しているとは限らないため、誤った理解、解釈に基づく記述がある可能性があるが、ご容赦頂きたい。

<sup>3</sup> 我妻・有泉『コンメンタール民法（第3版）』日本評論社（2013）1301頁参照

<sup>4</sup> “Though there is no separate law of torts in Nepal, however, it is not the case that there was no use of tortious liability in Nepal.”（註1に同じ、8.9）

<sup>5</sup> 南方・木原・松尾「ネパールにおける現行民事法の現状と今後の立法動向」法務省ICD・調査委託（2013）

例えば、Mulki Ain の Part 4 は実質的には刑法にあたり、Chapter ごとに犯罪類型と刑罰を定めているが<sup>6</sup>、そのうち以下の4つの Chapter では、記載した各 Number において、民事責任としての被害者賠償についても定めている。

Chapter 9 (Hurt/Battery) Number 3

Chapter 11 (Human Trafficking) Number 3

Chapter 13 (Intention of Sex [=セクシャルハラスメント]<sup>7</sup>) Number 1

Chapter 14 (Rape) Number 10

例えば、Chapter 9 Hurt/Battery の Number 3 (条文は参考資料参照) は、概要、①注意深く行為した(“the work was being done carefully and cautiously”)にも関わらず他人に傷害を負わせた場合、及び②過失又は重過失により他人に傷害を負わせた場合の罰金 (fine) 及び損害賠償 (compensation) の支払に関して定めている。①はおそらく無過失責任を認めているものと読める点、また、①及び②いずれについても、損害賠償額の上限が定められている点が目に留まる。Compensation の支払を得る手続きについては、ネパール人弁護士ラビン・スベディ氏によれば、捜査機関が当該事案を刑事事件として裁判所に起訴し、起訴状で求められている場合に、当該刑事手続内で compensation の支払についても併せて審理されることとなっており、捜査機関によって起訴されない場合に、被害者が損害賠償の支払を求めて民事訴訟を提起することはできないとのことである。まさに「民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法が一つ」<sup>8</sup>になっているといえよう。

Mulki Ain の他、筆者が知る限り、Libel and Slander Act (1959) 12 条<sup>9</sup>、Food Act (1967) 5 条、Drugs Act (1978) 15 条、Children Act (1992) 53 条、Motor Vehicles and Transport Management Act (1993) 163 条、Torture Compensation Act (1996) 4 条、Nepal Health Service Act (1997) 70 条、Consumer Protection Act (1998) 22 条、Domestic Violence Act (2009) 10 条が compensation の支払に関する定めを設けている (以上、記載した年号は全て西暦である)<sup>10</sup>。実体面としては、上記 Hurt/Battery と同様、故意又は過失が賠償義務の発生要件とされていないと解釈できるもの、賠償額の上限を定めているものがあり、また手続面については、刑事手続の一部で損害賠償の支払についても審理するとしているもの、所定の委員会に対する申立てができるとしているものが混在している。

---

年) 79 頁

<sup>6</sup> 脚註 5 に同じ、7 頁

<sup>7</sup> 脚註 5 に同じ、7 頁

<sup>8</sup> 独立行政法人国際協力機構公共政策部「ネパール連邦民主共和国 民主化支援プログラム 協力準備調査報告書 (2010 年) 1 頁

<sup>9</sup> 5 法の法案と併せて起草、検討されている Amendment, Unification, Adjustment and Repeal of Some Nepal Laws (2017) の法案によれば、ここに列挙した法律のうち、Libel and Slander Act (1959) は、5 法の成立に伴い廃止され、他の法律はほぼそのまま維持される見込みである。

<sup>10</sup> Mulki Ain を含め、本文中で言及したネパールの既存法律の英訳は、ネパールの政府機関の一である Nepal Law Commission のウェブサイト入手可能である。<http://www.lawcommission.gov.np/en/documents/>

上記の個別立法ではカバーされない態様の不法行為が発生した場合は、警察に通報して何らかの刑事事件としての立件を求め、刑事裁判の中で民事的救済を得ているとのことである。

## 2. 新民法典制定の背景

上記で掲げた各法律は、成立時期及び対象共にばらばらであることからすると、薬剤による健康被害、交通事故の増加等、時々の社会の要請に応じて立法されてきたものであろう。しかし、産業や科学技術の発展、取引の多様化、国際化といった変化が続く時代において、不法行為の態様ごとに個別立法で対応し続けることが困難であることは想像に難くない。2008年に民法及び民事訴訟法の草案作成をタスクとしてネパール政府内に結成された民事法改正・改善タスクフォース (the Civil Law Reform and Improvement Task Force) も、このような時代の変化を認識して民法典の制定作業に着手しており、不法行為法については、個別立法の基礎となる一般不法行為法の必要性を認識していたものと思われる<sup>11</sup>。

## 3. 民法案 (2014) の定める不法行為法

(1) 以上のとおり、既存の個別法の状況、時代の変化を踏まえて作成されたネパール民法案 (2014) は、Part 5 (Provisions Relating to Contracts and Other Liabilities) - Chapter 17において Tort について定めている。我が国の民法同様、不法行為は債権発生原因の一つに位置付けられており、一般原則は第 693 条 1 項並びに第 703 条 1 項及び 3 項に以下のとおり規定されている。

693 条 Tort deemed to be committed:

(1) No person shall cause loss or damage in any manner to any one's person, life, property or legally protected right or interest by commission of an act or omission to do an act, which has been done or omitted by wrong, negligence or recklessness whether on the part of himself or herself or of another person vis-à-vis whom he or she must bear obligation according to this Chapter.

703 条 Compensation to be paid for obligation:

(1) While bearing obligation for a tort committed under this Chapter, the tortfeasor shall have to pay compensation.

(2) [省略]

(3) The compensation as referred to in sub-section (1) shall be limited to the actual loss or damage, and the tortfeasor shall not be liable to indirect or remote compensation.

すなわち、違法、認識ある過失又は過失によってなされた行為又は不作為により、他

---

<sup>11</sup> 脚註 1 に同じ：項目 4 ” (t)here have been significant changes in political and social sectors in Nepal, but the scattered civil law provisions could not have addressed the needs of changes and open market economy”

人の生命、財産又は法的に保護された権利若しくは利益を侵害した者は、現実の損失及び損害を賠償する責任を負うとされている<sup>12</sup>。第 693 条 1 項中の”by”は不法行為と損害の間の因果関係を要求する文言とも読める。

上記各条を含め、Part 5 - Chapter 17 (Tort) の各条のタイトルだけ記すと、以下のとおりである<sup>13</sup>。なお、Part 5 - Chapter 18 のタイトルは Provision Relating to Liability for Defective Products であり、いわゆる製造物責任について定めているが、本稿では割愛する。

第 693 条 Tort deemed to be committed (「不法行為とされる行為」)

第 694 条 Parents to bear obligation (「親権者の責任」)

第 695 条 Guardian or curator to bear obligation (「後見人又は保佐人の責任」)

第 696 条 Employer to bear obligation (「使用者責任」)

第 697 条 Owner of animal to bear obligation for loss or damage caused by animal (「動物が生じさせた損失または損害に対する動物所有者の責任」)

第 698 条 House owner to bear obligation for loss or damage caused by collapse of house (「建物の崩壊により生じた損失または損害に対する建物所有者の責任」)

第 699 条 Owner of property to bear obligation (「所有者の責任」)

第 700 条 House head to bear obligation (「家長の責任」)

第 701 条 To bear obligation for trespass (「[所有権の] 侵害に対する責任」)

第 702 条 To bear obligation jointly (「共同不法行為による責任」)

第 703 条 Compensation to be paid for obligation (「[不法行為] 責任に基づく損害賠償の支払義務」)

第 704 条 Not to bear obligation in case of separate provision (「特則がある場合の免責」)

第 705 条 Limitation (「権利行使期間」)

見てのとおり、日本民法との類似点も多く認められる。各条の各要件につき、今後追求すべき点は多くあろうが、全体としては、過失責任主義、被害者救済、損害の公平な分担という近代法の理念に基づいて設計された不法行為法であるといえよう。

(2) ただし、日本民法とは異なる点もある。その一つが、以下に述べる刑事犯罪及び他の救済に関する定めとの関係である<sup>14</sup>。

第 704 条 Not to bear obligation in case of separate provision:

<sup>12</sup> 脚註 5 に同じ、98 頁 AG レポート

<sup>13</sup> 各条のタイトルの日本語訳については、脚註 5 : 98 頁を参照にした。

<sup>14</sup> 他に、例えば、当事者間に既存の契約関係がない場合に限り不法行為責任が成立するとされている点が挙げられる (第 693 条 2 項。下記参照。)

第 693 条 2 項 ”If the parties do not have any prior contractual relationship in relation to any act or omission as referred to in sub-section ( 1 ), the loss or damage occurred as a result of such an act or recklessness shall be considered as the commission of a tort.”

(1) Notwithstanding anything contained elsewhere in this Chapter, if a tort for which obligation is to be borne under this Chapter is regarded as a criminal offence under a law or if a separate provision or provision of a separate legal remedy is made with regard to such tort in this Code or in other law, one shall not be liable to bear the obligation under this Chapter.

第 704 条 1 項は、当該不法行為が刑事犯罪である場合、又は当該不法行為に対する法的救済 (“legal remedy”) が他の法令で定められている場合は、加害者は民法上の不法行為責任を負わない旨定めている。その趣旨は救済の重複の防止である。しかし、前記規定の下、刑法が刑罰と同時に民事賠償についても定めている場合は刑事手続によってしか賠償を得ることができないものとされたり<sup>15</sup>、前出の各個別法（2（2））の下で得られる賠償額が “actual loss or damage”（第 703 条 3 項）に満たない場合であっても一律に不法行為責任が成立しないとされるとすれば、被害者救済という不法行為法の理念、また民事紛争を解決する訴訟手続を定める法律としてこの度民法と同時に新たに制定される民事訴訟法の存在意義を減殺しかねない。

この点は、2016 年 4 月に J I C A が立法委員会所属議員やネパール司法省職員等を日本に招聘して実施したアドバイザーグループ（以下「AG」という。）とのインタラクシオンプログラム<sup>16</sup>においても、ネパール側参加者と AG 間で大いに議論された。筆者が見ていた限り、AG の懸念の趣旨はネパール側に伝わったと思われるものの、腑に落ちていたかと言えばそうでもなく、第 704 条 1 項の記載はこのままで問題ないと考えていた様子であった。ネパールの法律専門家が共有している考え方や実務、ネパールの法体系のうち、日本側において把握していない事項がキーとなっているのかもしれない。これも他国の法整備を支援することの難しさであろう。民法成立、施行後、本条の解釈を巡ってネパールの実務が混乱するのかもしれないのか、しないとしてもその実務が不法行為法の趣旨や社会の実態に照らして適切といえるのか、気になるところである。

### 第 3 終わりに

以上のとおり、一言でいえば、要するに、これまでの、そしてこれからの変化に対応するべく、この度（願わくば）民法典の一部として一般不法行為法が成立するという単純明快な構図である。しかし、法整備支援の一員として法制定過程に立ち会っているのだから、ここでさらに考えてみる。

ネパールでは、2006 年の包括和平条約の締結により 1996 年から 2006 年まで政府と反政府勢力との間で 10 年間続いた内戦が終結して以降、和平プロセス及び民主化を進めてい

---

<sup>15</sup> 民法案（2014）と同時に議会を通過する予定の刑法案では、多くの犯罪類型について、刑罰と共に被害者賠償について定めているようである。

<sup>16</sup> 2016 年 4 月実施の日本招聘については以下のリンクを参照。  
[https://www.jica.go.jp/topics/2016/20160523\\_01.html](https://www.jica.go.jp/topics/2016/20160523_01.html)

る。日本外務省策定の国別援助方針（平成 24 年 4 月）によれば、このネパールに対する日本政府の援助の大方針は、「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」であり、民法制定支援を含む「法制度整備」は、その下の中目標の一つである「平和の定着と民主国家への着実な移行」のための支援の一つとされている<sup>17</sup>。それなりに政治が安定した先進国において生活していると忘れがちだが、「平和」をどう定義するにせよ、平和なくして健全な経済成長は望めない。契約法及び不法行為法に代表される民事救済を認める法的制度の不存在は、市民の間での自力救済の横行、泣寝入りの常態化、不安や怒りの蓄積の一因となり、平和な社会を揺るがす。不法行為法に限らず、良い私法体系を持ちそれを現実に施行することは、経済発展の基礎であるよりも前に平和で安定した社会の基礎の一つである。こうやって書いてみればあえて書くまでもなく当たり前のことである。筆者自身は内戦時のネパールを経験していないし、ネパールの人々の間で共有されている想いや生活の実態を知っているわけではない。しかし、それでもなお、日本での弁護士実務を離れ、内戦から復興してゆくネパールで法整備支援に従事する中で、このようなあえて書くまでもないことが改めて、一步深く胸に落ちたように思う。

法律の成立は歴史的な一步であるが、さらに長い道が待っている。民法を含む 5 法が、国造りの歩みとともに、一步一步発展していくことを祈っている。

---

<sup>17</sup> 「対ネパール連邦民主共和国 国別援助方針」（日本外務省）（平成 24 年 4 月）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072266.pdf>

中目標としては、本文に掲げた「平和の定着と民主国家への着実な移行」の他、「地方・農村の貧困削減」及び「持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備」の 3 つが掲げられている。なお、ネパールでは、当該国別援助方針が策定された後の平成 25 年 9 月に新憲法が制定され、民主化に向けて一步前進したことを付言しておく。

Mulki Ain (西曆 1963 年)

Part 4

Chapter 9 Hurt/Battery

Number 3. [拔粹]

Even in the absence of malice (*Ibi adawat*) or intention of causing hurt, if a person suffers grievous hurt or wound or any other hurt in the course of doing any other act, or if a person is seriously engaged in his or her work and there is no opportunity to save if some other person in the meantime comes in the way and suffers a grievous hurt, wound or other injury, it shall be considered to be an *Bhabitabaya* (accidental injury); and in such a situation, it shall be dealt with in accordance with the following provisions:

Where despite that the work was being done carefully and cautiously, it caused a serious injury, the victim shall receive a compensation for domestic use and treatment (*Gharkharcha*) of One Thousand Rupees for each serious injury and the offender shall be liable to a fine of One Hundred Rupees accordingly. Except in such a case, if the victim suffers other type of injury or bruise (*Neeldam*), the offender shall pay Two

Hundred Fifty Rupees as a compensation for treatment and shall also be liable to a fine of up to Fifty Rupees<sup>420</sup> taking into consideration of the nature of the injury (*Ghau Chot*)

Where the work was being done negligently or recklessly and a person suffers a serious injury due to such a work, the victim shall receive a compensation for treatment in a sum of Two Thousand Rupees for each grievous hurt from the offender, and the offender shall also be liable to a fine of Fifty Rupees accordingly. Except in such a situation, if the victim suffers other type of injury or bruise, the offender shall pay Five

Hundred Rupees as a compensation for treatment and shall also be liable to a fine of up to Two Hundred and Fifty Rupees, taking into consideration of the nature of the injury.